

我々税理士が、制度問題に対処する場合、まず自己の立脚点を明らかに認識しておくことが必要である。

我々の立脚点とは何か、それは税理士としての職業上の権益を守り強化するという立場である。

しかし、唯單に、職業上の権益を持つこととなる。

従つて、又、広く一般国民の支拂護の立場からだけ問題をとり上げることは、自ずからの視野を狭め、「職業エゴ」に落ち入る危険性を持つこととなる。

单なる職業擁護の立場ではない立場と称しても、我々は「税理士」として発言し「税理士」として制度問題に対処するのである以上、勿論、我々税理士が「集團」としてあれ、「個人」としてあれを離れる訳にはいかない。

勿論、我々税理士が客観的にみて、社会制度として要求されている理由にもとづく立場を離れる訳にならう。医師が「人命の尊重」という立場から発言することも否定されねばならない、ある場合には必要

なことでもあるう。

然し、制度問題に関する「税理士」としての発言こそが意義あるものであることは明らかである。

制度問題を論ずる立場に立脚することが、単に職業の立場に立脚するよりも有利張、また、税理士にとっても有利・有理な主張が可能となるのである。

「税理士」が専門的職業人の発言として社会的共感を受ける如く、税理士も、税理士制度が社会的に要求されている機能を自覚し、その機能を十全に達成する立場に立脚することは、国民大衆に理解される主情さす、国民大衆に理解される主張、また、税理士にとっても有利・有理な主張が可能となるのである。



制度問題特集号

~~~~~

# 納税者 の 為 の 制 度

制度対策特別委員会

委員長 矢頭昇

~~~~~

しかば、单なる職業上の立場ではない、正しい視点とはどのようなものであろうか。

税理士制度が、社会的に果すべき機能とは何であるか。

我々は、税理士法の改正運動を進める中で、税理士制度の社会的意義、つまり職責について討議を重ねてきた結果、税理士の職責、

社会的機能は「租税法律主義にもとづく納税者の権利擁護」にある

と結論づけて来た。

即ち、税理士制度は納税者のた

めに納税者をもることがその社会的要請である。

護」という制度に対する社会的要請に立つて、それぞれの立場から種々の制度問題に対し発言し、対処するかぎり専門的職業人の発言として社会的共感を受ける如く、税理士も、税理士制度が社会的に

規範企業・業者に限られている間は、独立した職業的専門家を必要とせず、専属の専門技術者を利用することも出来るが、大衆課税が行なわれるようになると納税者の多数を占める小規模納税者は、その権利を守るために、気軽に利用できる職業的専門家を必要とするところとなり、それが社会的要請となつて税理士制度を産み出したと考えられる。

時流

に納税者をもることがその社会的要請である。

商法改正案は、ついに今国会に上程され審議されている。

●商法改正案は、ついに今国会に上程され審議されている。

真の改正であるならば、われわれは当初より反対はしない。改正ではなく改悪であるからだ。

上程を阻止することは出来なかつたが、あきらめてはならない。

国会議員の良識に訴えて廃案にする道がある。

●他から批判を受けた時、その批判が当を得ていようがいまいが、黙殺するか、その批判者を抹殺しようとする。

なぜなら、その方が潔であり、自己を正当化したと思えるから。

しかし、批判と反省のないところに進歩は望めない。

かくて、税理士の社会的存在意義は「大衆納税者のための制度」であることを自覚し、この自觉によって立場から制度問題に対処すべきであり、それでこそ、税理士の発言は国民的共感をも得ることになるであろう。

税理士制度を純粹な気持で検討し、よりよき制度とすべく行動しているわれわれを、全税理士に理解して貰う絶好の機会ではないだろうか。

●日税連、各単位税理士会の役員改選・総会の時期を迎え、われわれは何をなすべきかを真剣に考え行動しよう。

税理士制度を純粹な気持で検討し、よりよき制度とすべく行動しているわれわれを、全税理士に理解して貰う絶好の機会ではないだ

場に立脚し、弁護士が「人権の擁護」

剣ヶ峯の 改悪商法粉碎運動

商法対策特別委員会

委員長 平山玲三

商法改正案

国会上程後の動きと対策

【国会】

商法改正案は三月十六日、自民党総務会をへて、三月二十日、国会へ上程された。

国会では予算案、国鉄運賃改正案、健康保険法案等の重要な法案が目白押しでなかなか審議が進まない状態であったが、いよいよ四月二十四日から、衆議院法務委員会の審議が始められたこととなるた。

【日税連】

日税連は三月二十二日の正副会長会で、商法問題をとりあげ、今後の方針を討論したが、結論を得るに至らず、四月十一日に再度、正副会長会を開くことにし、それまでに各単位会の意見を聽すこととなつた。

結果的に、この二十日間国会陳述に対する働きかけとまでに各単位会の意見を聽すこととなつた。

情の最も必要な時期に、運動面での大きな空白を作ってしまった。

【全青税】

全青税としては、商法委員を中心とした反対運動を展開しようとしておりました。

陳情の実を上げるべく準備をした

承認されたことにより、日税連内部

にかなりの動搖がみられたので、

四月十一日の正副会長会のなりゆき如何によつては、今迄の反対運

動が大きく方向転換させられる恐れがあると判断し、四月九日急きよ、熊本で日税連木村会長に直接会つて(全青税、寺沢、平山)、従来の方針を変更することなく、一層強力に、与野党の議員に、働きかけを続けるよう、強く申し入れた。

当然のことではあるが、日税連の決議機関は、理事会であるからもし正副会長会で、理事会の決議に反するような、決議がなされた場合には、必ず理事会を開催して今後の方針を決めるべきである旨申し入れた。

木村会長は、必ず理事会を開き十分会員の総意を反映するよう

にする」とを確約された。

緊急要望書を提出

更に日税連に対する働きかけと

して、以下のような緊急要望書を提出した。

「商法の一部を改正する法律案等は、日税連の数年に亘る反対運動にも拘らず、多くの問題点を内

A説は、おおむね従来通りの路線を継承し、B説は「利害関係」一本に絞った反対運動を展開しようとするものです。

当連盟でも、これらについて検討の結果、B説については、法対運動を歪曲化し、従来の基本方針を大きく変更する妥協案であるとの結論に達し、ここにB説の問題点を指摘し、A説以上の対策を樹立して、断固反対することを強く要望します。

B説の問題点

(1) 「利害関係」のみに絞ること誤りである。

(2) 「会計監査人制度」を商法へ導入することは、税理士制度の崩壊へつながる。

従来から、財界では、会計士の監査証明をもって「税務調査」省略を要望しており、商法監査において会計監査人に事前審査権を与えることを口実として、「税務調査」省略への圧力は益々強くなるものと予想される。

会計士監査をもって「税務調査」省略の方向へ進んでいくと五億円以上の会社は、すべて会計士による「税務監査」が実施され、税理士の職域が著しく侵奪されること明白である。

その上「監査」と「代理」を混同し、日税連が、永い歳月をかけて集約した「税理士法改正に関する基本要綱」で明らかにした租税

結果的に、この二十日間国会陳

緊急要望書

包したまま今国会へ上程されるこ

ととなりました。

改めさせないで「利害関係」のみに絞つて收拾することは、二万五千の会員を擁する連合会としては余りにも主体性がなく、法対運動の継続を自ら放棄しようとするものである。

改めさせないで「利害関係」のみに絞つて收拾することは、二万五千の会員を擁する連合会としては余りにも主体性がなく、法対運動の継続を自ら放棄しようとするものである。

改めさせないで「利害関係」のみに絞つて收拾することは、二万五千の会員を擁する連合会としては余りにも主体性がなく、法対運動の継続を自ら放棄しようとするものである。

法律主義のもとで納税者の権利を擁護するという、税理士の使命を税理士法の改正の前に踏みにじらうとするものである。

(3) 税理士法改正運動に不利になるという説について

税理士会が組織を挙げて数年に亘って反対運動を展開してきた商法問題も、「国会議員」や「関係諸団体」の熱烈な支持があつたから、今日まで、持続して得たのである。

「法律案」が国会に上程されたからといって、直ちに收拾に向う様では、日税連が「税理士法改正

運動」に乗り出すとき、「持者を本命の「税理士法改正」の前に失つて強力になつていくことを銘記すべきである。

朝日新聞の社説（三月七日）で指摘されている如く、与野党の議員を通じて「国会や今後の法制審議会の場で社会的公正の見地から抜本的に検討されなければならぬ」とある。

①会計監査人監査の独立性、第三者性が損なわれる危険性がある。②監査役の権限と責任が強化され独立が保障されるなら、責任上当然監査能力の限界を超える問題については、独立した立場から、業務会計のすべてにわたって、それぞれの専門家を委嘱すべきである。

四、中小企業に過重な負担をしいる改正は適当でない。

(理由付けの骨子)

①社会的、経済的条件が整わない実情のもとで改正をするとは適当でない。

五、粉飾決算防止のためには取締役の責任を明確かつ強化すべきである。

この意見書を、一見して言えることは、内容はともかくとして「反対である」という言葉がすべて姿を消し、「適当でない」と改められ、全体としての主張がなく評論家的表现となつていてある。

これを基本姿勢の変更と言わずして何と言おうか、正に運動の百八十度の転換と言わなければならぬ。

このような重大なことが、理事会の討議も、経ずして行われることとは重大な問題である。

前記したような意見書を、国会関係者へ提出した場合、長年にわたり、我税理士会の商法改悪反対運動を、熱心にバックアップして下さった多数の国会議員の先生方に何と説明するのか。

今後税理士会の主張にうつかりのると、いつのまにかハシゴをはずされ、とんでもないことになるということになりわしないか。

現に終始税理士会の立場で商法反対を続けてくれている、自民党によって特例を設けなければまかねない、監査制度の改正には根の導入は適当でない。

一、税理士の職域を不当に侵害する、「会計監査人制度」の商法へ

二、大会社を資本金五億円以上と規定することは適当でない。

(理由付けの骨子)

①紛糾決算は、もともと取締役にその根源があるのであるから紛糾決算防止のためには、取締役の第3者に対する損害賠償責任を強化すべきである。

具体的には、法務委員に対する全国的な陳情が最も効果的であることは明らかなので、会員一人一人が地元の議員を通じて直接委員に対する働きかけを、早急に実行してもらいたいと思います。

日税連意見書について

この意見書を、一見して言えることは、内容はともかくとして

くいましめられたではないか。

又このことは、今後の国会でも法対活動に大きなマイナスとなることはあきらかである。

法案は今正に国会というグラン

ドにでてきたばかりである。これからが本番なのである。

今こそ長年の商法改悪に対する我日税連の主張を、国会審議を通して行わなければならないのである。

そのためには、与野党をとわず、従前に倍する、陳情活動をしなければならないのである。

全青税は、四月二十九日の正副会長協議会において、日税連の理事会において正式に決議がなされ

るまで、税理士会の基本方針に変りはないとの認識のもと、今まで通りの反対運動を行うことを、確認した。

具体的には、法務委員に対する

松野幸泰先生は、反対運動の中

本的な矛盾が指摘される。

三、業務執行取締役の経済的支配を弱めることは立法の趣旨に反して、監査役の権限を分割し、これを受ける会計監査人制度を創設し適当でない。

先頭に立って

税理士法改正運動推進を

税理士法対策特別委員会 委員長 境

一 擬

昨年十一月、日税連は「税理士法改正運動計画大綱」を決定し、漸く法改正への具体的実践運動の指針を明らかにした。

運動計画大綱については、税理士界第五八〇号で既に報道されたとおり第一段階、第二段階、第三段階に区分して運動を推進する」とが決定した。

すなわち、第一段階としては、

四十八年六月迄に「改正基本要綱」

を主要関係団体（国税労働者団体

日弁連、会計士協会等）、政府、

国会議員に配布して働きかけると

ともに、一般納税者向けPR文書

（あなたのための税理士）を作成し、PR運動を行う等の対外運動を展開し、同時に対内活動として各単位会における体制確立を図る、さらに「税理士法改正に関する問答集」を作成し運動に当る会員の手引書とする。

第二段階では、六月～九月の間に国会上程への基本方針の決定、すなわち議員提案か政府提案かを決定する。さらに各単位会において法改正推進大会を開催する、次いで日税連主催による国民大会の開催を決議する。

第三段階では、十月以降に「税理士法改正国民大会」の実施、政府、国会に対しても陳情を実施する、國

昨年十一月、日税連は「税理士法改正運動計画大綱」を決定し、漸く法改正への具体的実践運動の指針を明らかにした。

以上が運動計画大綱についての概要であるが、日税連の「税理士法改正に関する基本要綱」が発表されるや、我々の予測どおり会計士協会、日弁連等より反対意見が表明され、特に「基本要綱」の中の「税務訴訟代理権」付与に対し

日税連より強い反対意見が出され、会計士協会と共に「税理士法改正」に反対する今まで態度を硬化している。

日税連では非公式ながら、これらの問題を含めて日税連と会談を重ねているが、日税連の発言の政治的影響を考慮して、「基本要綱」はあくまで原案どおりとし運動論として「税務訴訟代理権」の獲得を前面におしださず、「出廷権の獲得」にとどめた「法改正要望書」を作成し、「基本要綱」に盛られている日税連の考え方を理解し、合意してもらうための説得につとめ、あわせて、政府、国会等に陳情を実施することに一部修正がなされてきているというの修正がなされてきているというの状況が、「税理士法改正運動」の現状である。

このような日税連の法改正運動計画の決定に先立ち我々全国青税連は明確で、そのかぎりにおいては議員立法によるしか道は開かれないと判断はしていない。しかしながら

金の備蓄運動推進を二大支柱とした、今年度の事業計画を決定した。

我々がこの二本の柱を重点施策に掲げた目的は、日税連が「税理士法改正に関する基本要綱」を発表したのち、法改正運動について

我々がこの二本の柱を重点施策とした。

法改正運動推進を進言することにとき姿勢に対し、強い批判とともに、全国各地においてこの二つの運動を強力に推進しつつある。

法改正促進要望

署名運動について

「税理士法改正促進要望署名運動」については、〔一〕法改正を議員立法により達成する運動とすべきであるとの意見、〔二〕議員立法のみを主張せず政府提案への道も開くべきであるとの意見、〔三〕この「署名簿」を日税連に提出することの当否、等々について会員より種々の意見も出されているが、これ等の

ら現在の流動的な政治状況と税理士会員の法改正に対する認識と決断力のいかんによつては、政府提案による道もまた開かれるのではないか？少なくともそのような余地をもつた運動も必要であるとの結論にたつた、無論、このよう

な考え方に対する批判も覺悟のう

えではあるが、いたずらに議員立法の道しかあり得ないとの硬直した姿勢には問題があるとの判断のもとに、現段階では、議員立法か

出すべきではなく、法改正を達成する方向の具体的な運動の一つと

して議員立法を強力におしすすめ

るよう要求し、この署名運動を行つておられます。

さらに我々全国青税連の法改正

問題については理事会並に税対委員会でも討議を重ね、まず、〔一〕と〔二〕の点については、税理士法改正に対する政府当局の考えは、過般の社会党横山議員の質問に対する

政府側答弁でも明らかなどく現在のところ改正の意図のないこと

は明確で、そのかぎりにおいては

議員立法によるしか道は開かれな

いとの判断は、いい。しかしながら

ある。

運動は青税連独自の運動としてとらえるのではなく、日税連の全組織をあげての運動に集約しなければその実現是不可能であるとの認識にたななければならず、我々の運動もまたそのような方向ですすめるべきであると考える。

曰については、先にも述べたとおり、この運動は、我々全国青税連独自の運動としてとらえず、会員の一人一人に法改正の必要性とその意義を訴え、この署名運動を

燃えあがらせ、その団結の力で日税連を振り動かし、強力な運動を

展開させるためのものであります。

従つて現在おこなっている署名を直接国議員等に提出し陳情する手段をとらず日税連に対する我々の要望する一連の運動の一つとしてとらえているものであります。

今後の運動方針は、まず、現在進めていた「署名運動」を来る六月十五日迄に全青税会員の百分署名集約達成にある、これは努力目標ではなく是が非でも実現させなければならぬ最大の課題で会員諸兄の絶大なご支援をお願いいたします。

さらにこの署名運動をすすめながら二十億円基金積立運動も併せて止揚し、法改正実現への財政的基盤の確立を計り、さらにこの運動に参加することを通じて、我々の意志の結集の具体的なあかしとしての効果をも目して推し進めているものである。

日本医師会があれほど強力な政策力を有している原動力の一つは多額の政治資金を保有し、その資金を会員一人一人が拠出していることを通じて会員の団結と自己の権益主張に強大な力を發揮するものであろう。

（5） 全国青税連
の発火点として法改正運動を燃えあがらせ、その団結の力で日税連を振り動かし、強力な運動を

行動力を備える必要性が今ほど重要な時期はないといえる、過去における税理士会の運動には、このような心構えが欠けていたのではないか、反省する必要があろう。

から手で勝ち取る強固な意志と行動力を備える必要性が今ほど重要な時期はないといえる、過去における税理士会の運動には、このような心構えが欠けていたのではないか、反省する必要があろう。

全国青税連 第6回代議員総会 のお知らせ

★ 7月15日（日曜日）箱根小涌園にて全国青税連第6回代議員総会を開催いたします。奮って御参加御出席下さい。

名 称	全国青税連神奈川大会
日 時	7月15日（日曜日）午後1時より
場 所	箱根小涌園
研 究 会	テーマ（予定）ヨーロッパの税理士制度について
懇 親 会	同日午後5時30分より
同 好 会	マージャン・ゴルフ・旅行を行う予定

道 順	東海道新幹線、小田原駅下車 《電車の場合》箱根登山電車に乗換え「小涌谷」駅下車 徒歩約15分 《バスの場合》箱根・元箱根行にて「小涌園前」下車 (所要時間40分) 《タクシーの場合》小田原から約30分、約1,200円位
-----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

『付加価値税』問題の現状と これからの方針について

付加価値税対策特別委員会 委員長 岩田克夫

「付加価値税」ということばは最近ちょっと新聞紙面には載つてないよう見受けられる人が多いだろう。一見親しみにくい名前のこの税は今いつたいどうなつているのだろうか。

まず推進論者の方のうごきを探

田中内閣になっても、例の「列島改造」に伴う新税としてこの方針は変更されていない。

本年三月十七日、参院予算委員会で、田中首相は「付加価値税の導入は、四十九年度税制でも当然

問題となる」と発言している。この首相自身の発言は具体的に日本にのせようとする意図がありありと覗える。付加価値税を「まことに扱いなくせす市民権を得させるために、今後はあらゆる機会をつくることだらう。

(1) 増収部分が社会福祉に廻される保証がないこと。

(2) 逆進性が強く税負担を不公平にすること。

(3) 人件費課税なので源泉徴収制度と二重になること。

(4) 施行面の複雑さがさけられないこと。

(5) 物価騰貴の誘因となること。

(6) 中小業者には転嫁が困難なこと。

(7) 記帳事務の負担が大きいこと。

(8) 税務調査の上で難点が生ずること。

つまり、毎年毎年予算の配分に悩んでいる政府としては、一挙に教光円の税収を可能にする税として付加価値税に心底から愛着をもつてているという事実である。

四十六年六月の税制調査会の「長期税制についての答申」以来今すぐにも採用するような態度を示し、着々と準備作業を続けていくことは云う迄もない。

この段階で最も危険なことは、天井知らずの財政需要にたえうる税として付加価値税が考えられていることである。別のきれいな云い方をすれば「高福祉・高負担」ということであろう。

つまり、毎年毎年予算の配分に悩んでいる政府としては、一挙に教光円の税収を可能にする税として付加価値税に心底から愛着をもつてているという事実である。

述べられたが大多数の委員は、付加価値税の創設には反対の意向を表明したので、当審議会としては次のような理由で付加価値税は現段階では適当でないと判断する。

その理由は次の諸点である。

十九条の十六の規定に基づき大蔵大臣に対し建議書を提出し、そのなかで、付加価値税については、申請の理由とほぼ同じ理由をあげて、付加価値税の創設は適当でないと建議している。

わが税理士会においては、この建議書の提出以外には目立った運動はなく、職業会計人としての付加価値税に対する究明は個人並びに会としても進んでいるといふ状況にはない。

しかしながら、付加価値税の導入によって最も被害をうける業者が団体の反対運動は強固なものが見受けられる。

商店会連合会や青年会も、早くから反対の表明をし、決起大会や署名運動も含めて強力な反対運動を進めている。

この業者の反対運動を受けて、

各地方議会の反対決議も続々と行われている。三月九日現在で、東京都議会をはじめ、秋田、山形、

新潟、群馬、静岡、神奈川、京都、大阪、兵庫、福岡、熊本、長崎、佐賀、鹿児島等十七都府県議会が反対決議をし、百七十九市、四十四町、二村、そして東京の二十三区の総数は二百六十五議会に達している。これらの決議の特徴は保革一致、全員一致の反対が多いことであろう。それだけに田中首相に与える影響も大きく、付加価値税を導入しようとした試みれば、その内閣は命を落とすとまでいわれている。であるから去る三月二十九日の衆議院大蔵委員会で田中首相は、「大衆課税になる恐れの強い付加価値税は国民の理解が得られない」と答弁し今度は大きく動搖しているところを見せていく。

以上のように見てくると、付加価値税論争は昭和五十年代の税制の最も大きな焦点となってくるであろうことは明確である。

そこで我々税理士、とくに青年税理士はいかにこれに対処すべきかを熟慮せねばなるまい。今、最も憂うべきことは、これを傍観しさけようとすることである。そのため、いろいろな理由を考えていかなければならぬ。今、最も憂うべきことは、これを傍観しないで付加価値税に心底から愛着をもつているという事実である。曰く、いかがわしい団体と共に闘すべきではない。田

る、良識ある行動をとるべきであるなど。
しかし、付加価値税新設が我が税理士制度に与える影響はそんなに甘いものではない。商法問題や税理士法問題等と匹敵する重要な事項が提起されている。たとえば、税務行政の面においても、調査の問題や記帳義務、それの代理権、独占業務の問題等々安易に片づけられないことばかりである。

「ヨーロッパ付加価値税」を派遣した。

導入問題をめぐって税理士と税理士会が、はじめて世にその存在を問うことが出来ると云つても過言ではあるまい。我々青税連は、その中心的任務を果していかねばならないと確信する。

理士会へをして全国民へ広めでいいべきであろう。

我々は税理士として本件を
値税のもつてゐるあらゆる側面を
研究検討して、一人税理士会のた
めのみならず、全国民的立場に立
ってこれを活用し、同時に国民運
動の一部分となつて共に反対する
全ての勢力と手を取り合つていか
ねばならないだろう。このことは
商法問題で、ややもすると職域論
争に解消され、税理士会だけが反
対して国民運動となり得なかつた
欠陥を克服することになるのではな
いからう。つまりすれば直説的
ではない。

ム(スウェーデン)、オースロ(ノルウェー)の十三都市、十一ヶ国を各パーティに別れて訪問し、はじめて、EC型付加価値税の実体に触れることが出来た。

ヨーロッパ付加価値税視察団は婦税連と共に約二十数名で構成され、パリ(フランス)、ロンドン(イギリス)、アムステルダム(オランダ)、ブラッセル(ベルギー)、ヴィーン(オーストリー)、アーヘン(西ドイツ)、ジュネーブ(スイス)、ミラノ、フィレンツェ、ローマ、(イタリー)、コペンハーゲン(デンマーク)、ストックホルム(ス

そこで提案する。
段階においては最も大切なことであると考えられるからである。
他の団体とは異った点をもつていて、
さにその実体を見たという点で、
で特別に重要であると考える。即ち税理士も付加価値税に對して研究検討しているという事実が、現
る。この視点は今後いろいろな面で、職業会計人としてつながり、に税理士、職業会計人としてつながり、

全国青税連の会員諸兄姉よ「付加価値税」に対して強くなるう。得意先業者に対して一步先んじてこれを論ぜられるようになろう。まずここから出発しよう。

全国青税連としては、今迄出したパンフ「資料」を更に集大成して、職業会計人の書いたものとしてはおかしくない意見書を作つてはいかなくてはなるまい。

全国青税連へ 加入しよう！

全国青税連は、1,600人をこえる会員を擁しており、連盟の目的として

1. 税理士制度の発展強北

2. 会員相互の研修及び親睦

3. 会員相互の連絡、提携及び資料交換

の3つを掲げ、その目的達成に努力しております。

本連盟は、青年の気があり、青年らしさがあれば年令を問わず、すべて会員資格があるとされています。しかし、「青税連」であるからには、役員にはつとめて若い人をあてることとしており、現在は40才までの人達が中心となって執行部を構成し運営に当っています。

税理士特別試験違憲訴訟

II その後の訴訟の経過

大阪 亀田 誠二

四十七年九月二十三日の朝日新聞は五段抜きで、「税理士特別試験は違憲、七税理士が訴訟、税務職員のみ優遇」と報じた。その前日、私達特試違憲訴訟を進める会のメンバーは訴状を大阪地裁に提出、引き続き記者会見を行った。

記者団の反応は、天下り人事が世論の非難をあびて、折から官僚天国にメスを入れるものとしてこの訴訟のニースバリューを見出されたようだ。その結果前述の朝日新聞の他、毎日、読売等にも大きく報ぜられた。

試行錯誤の準備期間

違憲訴訟の可能性が最初に話題となつたのは昭和四十六年八月頃であった。早速当委員会内に小委員会を設け、理論的研究を行うこととなつた。数度にわたる弁護士との研究会の結果、原告適格性が最大の難点であるが、理論的に訴訟は可能であるとの結論を得

た。

訴訟の推進は、広く一般会員の参加のもとに「税理士特別試験違憲訴訟をする会」を結成、強

力な運動を展開することとなり昭和四十七年一月二十日発会式がも

られた。その後は全てこの会が訴

訟にとり組むこととなる。先ず原

告団の編成については比較的苦勞

が無かった。即ち大税会報（本会機関紙）に原告団の募集を掲載し

たところ七人の原告団を組織する

ことができた。

難航したのは訴状の作成であつた。理論的に訴訟は可能であるとしてもいざ着手するとすれば資料の不足が致命的である。特に天下りの実体に関する拳証力の有る資料が必要であった。

そこで各自が分担して例の日証事件（昭和四十六年十二月に国会で追求された金融業日証に対する六代の大坂南署長の天降り問題）を中心として議事録等の一連を行

つた。四十七年五月十七日、衆議院大蔵委員会において広瀬秀吉議員が税理士法問題で水田大蔵大臣を追求したのを御記憶の方もあるうが、その議事録は訴状にも大いに生かされた。

これに対し原告側から反論がなされた。その主旨は「併合請求

弁護団（十一名）も數度の会議

を持ち、訴状は訂正に訂正を重ねながら完成に近づいていった。

七月二十四日遂に訴状が確定し

四十七年度の特別試験の要項が官

報に広告されるのを待ち、九月二

十二日、大阪地裁に提訴したのである。

国側が東京へ移送の申立

第一回公判は四十七年十一月七

日に開かれたが冒頭被告（国）側代理人から、本裁判を東京に移送してほしい旨の申立があり、原告弁護人はこれに反論し裁判はまず管轄場所の争いから始まつた。

移送申立の主旨を要約すると、

「本訴は被告税理士試験委員に対

し特別試験の差止め等を求めるも

のであるが、被告は東京都千代田区に所在するものであるから、行政事件訴訟法第十二条により、東京地裁に属するものである。

各國税局において行う特別試験に關する庶務は、単純な事務であつて、行訴法十二条三項にいう

「事案処理にあつた」とは云えず。よって本訴は同項に定める下級機関の所在地裁判所を管轄とす

ることはない。」

これに対し原告側から反論がなされた。その主旨は「併合請求の裁判簿に関する規定は、行訴法十六、十七条によつて、併合の許されると、何らの制限は存しない。」

〔一〕 各国税局において、国税局総務部長、直税部長らが試験に

関与している。〔二〕 特試の具体的な

警戒は関西において顕著である。

等々である。

移送申立却下される

昭和四十八年二月七日国側の移

送申立は却下された。却下の理由

は長文にわたるが、最終部分から

抜粋すると、

「行政事件訴訟は行政権の行使の

適否を判断するもので、公益に少

なく影響を及ぼすものであつて、

訴訟はその訴旨に照らし、これが

迅速適正にかつ矛盾なく裁判され

るべき要請は大きいが、それゆえ

行政庁側の便宜のみを強調する

ことは許されず、権利救済を求める側の利益も充分に斟酌すべきで

あり、現段階においては裁定移送

を可とする理由は見出せない。よ

つて被告らの「申立はこれを却

下する……」

この大阪地裁の判断は、国民の権利救済を重視した新しい判断と

して各方面の注目を集めている。

国側高裁に抗告

二月十四日国側は大阪地裁の判決を不服として大阪高裁に抗告を

なした。これについての高裁の判断は、四十八年四月十七日現在未だ下されておらず、本件訴訟はその決定待ちといったところである。

日証天下り署長を告発

国民不在の天下りの事実を明白にし、目に余る綱紀の紊乱を正す

ため日証事件の当事者を告発する

ことが「訴訟をする会」で決

定され、三月二十四日大阪地検に

告発状を提出した。

一層の支援を

訴訟を提起して早くも半年が経過したが、国側の一方的移送の申立によって、未だ實質審理に入れないこの現状は、この訴訟に對する國側の恐怖を物語るものである。この先何年も統くであろうこの訴訟に、私達はあくまで正義に立つことを確信し、勝訴する迄、支援体制を強化しなければならぬ。

名古屋青年税理士連盟

活動状況ピックアップ

名青税 寺島 靖夫

二. バレーボール大会行う

昨年十二月二日愛知県青少

年公園において厚生部事業計

画に基づき全会員参加のスポ

ーツとして、バレーボール大会

を開催した。大会前日からの

降雪があり雪景色と緑の丘陵

地で日頃の運動不足の解消と

親睦を深める意義ある大会で

あつた。



三. 昭和四十七年度税理士試験合格者を祝う会を開催した

本年二月十日午後一時三十

分より名古屋税理士会館四階

ホテルで難関を突破して税理

士になられた方々のお祝いの会

を開催した。

全青税会長 名青税会長挨

拶のあと「税理士会に関する

はなし」と題して加茂武君が

西孝之君は「税理士法改正

基本要綱案について」北支部

西田泰斗君は「青年会、商

工会、その他の小企業団体と

中村支部 伊藤貞男君は「税

理士の独占業務との関係に

ついて」昭和支部 氏家康文

君は「独占権の本質について」

理士業務の独占権を守るために提案と題し研究の成果を発表され、発表後熱心に質疑応答があり盛況裡に大会を終った。

役員選挙にかける

大青税の決意

大青税代表幹事 大西 耕三郎



大青税代表幹事 大西 耕三郎

を訂すに大きな役割を果してきた

と自負している。

たとえば、今年の確定申告時に

示された。

五千名を超える会員を組織化し

た大阪合同税理士会の会長以下次

期役員の選挙が六月一日と決定告

示された。

税理士会の民主化が強く呼ばれ

四年前の役員選挙で大税会ではそ

の路線が敷設され、不充分ながら

も今まで各種の活動が展開され

てきたことはそれなりに評価が与

えられる。過去の残滓を完全に払

拭しきつていよいよ会務執行機関に

百パーセントの効果を期待するこ

とは無理であるとしても業界の複

雑な事情と、役員相互の連帯意識

の欠如から、保守反動の勢力の抬

頭を許すが如き現況を迎えている

ことを憂慮せざるを得ない。

このような情勢のなかで、自主

歯止めの必要性について議論をま

きおこしたことは、一つである。

- ① 税理士法改正基本要綱をもとに税理士法改正を実現しよう。
 - ② 商法改悪阻止運動を推進しよう。
 - ③ 税理士会の自主権の確立をめざして努力しよう。
 - ④ 税理士会の民主的運営を実現しよう。
- の四つの柱を政策基本要綱として一般税理士会員への強力な意識高揚運動を展開している。
- いっぽう、大青税は「税理士会を明るくする会」に対して全面的な協力と賛同を決定し、中心的な役割を果している。このことは、税理士のあるべき未来への革新的の重要性を最もよく知っているからにはならない。
- わが国の租税制度の中における税理士の果たすべき役割の重要性は国民大衆の権利の楯としての存在でなければならないことにあります。
- 税理士制度の将来に大きな影響は大税会執行部の行動を注意深く観察し批判を加え反動化への傾斜革新の推進力たるべき若い情熱であると決意している。

10・11頁
総務部長
荻野 弘康

第 4 回
理 事 会 報 告

□ □ □ □ □

昭和48年2月5日
於 大阪合同税理士会館

議長 矢頭昇

◎「税務調査の法律的知識」パンフ承認さる

国税庁版の「税務調査の法律的知識」を詳細に検討した結果、全

国青税連でもこれに反論を加える必要があると判断、47年1月から制度委員会の中の理論小委員会で数回に亘り熱心な討議を重ね、本日、金子理論小委員長より概略の説明がなされたところ、出席理事全員の賛同を得ここに可決した。

「このパンフ」は、早急に印刷の手配をし、全青税会員に配布されることとなつた。

◎商法問題で活発な論議 三度び国会上程を図ろうとしている商法問題について、出席者の間で活発な論議が展開された。

「商法改正案」の国会上程を阻

止するため、日税連の法対運動に積極的に協力し、その運動効果を高めることについて全員の意見の一一致を見た。

又、2月21日に予定されている日税連の改悪商法紛糾国民総決起大会を成功させるため、各単位青税個人会員の積極的な参加を確認し、全会員に対して、2・21大会

への参加呼び掛けのハガキを出すこととなつた。

◎「全青税付加価値税

視察団」編成さる

岩田団長より、視察団の訪問先

滯在期間などについて報告がなさ

れた後、出席者の間で活発な意見交換があり、岩田団長より「物心両面」の協力について感謝の意が表された。

拡大正副会長会

(商対・税対)

開かる

昭和48年3月21日

活動を展開していくこととなつた。

村山副会長より、会報19号に掲載された村山前会長の全青税批判文につき討議したらどうかとの提

3月16日の閣議決定により、商法改正案が今国会へ上程されることが、今後の対策を協議することとなつた。

◎村田批判文について

出席者から「村田前会長は理事会での意見が述べられ、寺沢会長が本筋ではないか、「前会長としての立場から建設的な批判を試みようとしたのではないか」等々の意見が述べられ、寺沢会長が意見をまとめて「全青税に対する建設的批判として受けとめてゆきたい」旨の発言があり、本問題に対する討議を終了した。

第 5 回
理 事 会 報 告

□ □ □ □ □

昭和48年4月10日
於 東京税理士会館

議長 金子秀夫

◇
【議題】

商法問題について

(1) 「付加価値税視察団」
帰朝報告

(2) 署名運動の中間報告
次期代議員総会に関する件その他

(3) (4) 次期代議員総会に関する件その他

開会に先立ち、寺沢会長より、

商法問題の現況と、4月11日に行われる、日税連の正副会長会に全

国青税連の意見を反映させるた

め、九州の熊本へ平山商対委員長と同行し、木村連合会会长と対談

具体的には、衆参両院の法務委員会の委員などを中心とした陳情

した際の模様等についても報告がなされた。

平山商対委員長より、国会上程の税理士法改悪の阻止運動のときのように参議院のドタン場まで、運動はやりにくくなるが、昭和40年の税理士法改悪の阻止運動のとき通り、従来より運動したことにより、従来より運動がなされたのち、各単位青税の運動について意見の交換を行つたのち審議に入った。

4月11日の日税連の正副会長会に詰られるというA案(原則として従来通りでいく)かB案(利害関係だけに絞る)かということについて

内山 日税連では、税理士会だけに追込まれると苦しくなるので

案があり討議に入った。

妥協案を出してくるのではない。か。B案でまとまる公算が強い。

矢頭 B案は、このまま商法の反対運動を続けると税理士法改正運動にマイナスになることではない。

考え方があるが、商法の反対運動が税理士法の改正運動にマイナスになることはない。

龜田 B案は、自民党的税理士会に対する説得文ではないか。迷わず、当初の原則を貫くべきである。

杉浦 B案のいう、税理士法改正運動にマイナスであるというのには、商法改悪を推しすすめようとする側からの口実にすぎない。

杉浦 反対運動をやることによって、税理士会の団結も強まり、税理士の力を示すことができるのではないか。

税理士法改正をやるといながら、税理士法改正の前に基本要綱の精神を踏みにじらうとするものであって、このまま妥協すれば、むしろ、税理士法改正は遠のくとみなければならない。

平山 九州の若手と懇談した際にも、「代議士を呼びつけてやれ自民がダメなら野党でやれ」といっていた。

商法で負けて、税理士法改正を行なうことは不可能である。

杉浦 税理士会の反対運動に協力してくれた議員を裏切ることに

なる。そうしたら、もう、税理士会のいうことなどいってくれなくなるのではないか。

村山副会長 現状は、皆さんのいう通りであるが、日税連は、反対のジニスチャーはとるが、現実にはB案でやると思う。

久保田 従来の方針通りやらせるべきである。

七人の連判状事件の二の舞いをやらせないようにしろ。

我々の正しい理論で押しすすめていけばよい。

相手方の事ばかり考えていいで、もっと、強力に反対すべきである。

金子 各団体、個人会員とも、単位会長にもっと働きかけるべきである。

金子 自民党的代議士の方も百二十名反対運動に同意し、署名してくれた。

この人達を裏切るようなB案はどうして受け入れられない。

二万数千会員は、承服できないだろう。

久保田 日税連の方針は解せない。全青税で提案をもっていくべきである。

ここで、日税連の正副会長会に對して、緊急要望書を提出するこ

とが決議され4月11日の日税連正副会長会に提出することとなった

金子議長 日税連がB案でまとまりた場合にどうするかについて討議して下さい。

岩田 場合によっては、日税連ベースを破る必要がある。

龜田 青税は、日税連の決議に拘束されない。

杉浦 3月16日以後、日税連は何をやっているのか。

日税連の商討委はもっと動くべきである。

金子 二十日間の時間稼ぎをやらせた。

村山 国会策の停滞をどうやつてとり戻すのか。

金子 論理と研究団体だけではなく行動も起すべきだと思うが日税連の理事会で路線変更が決つたらどうするのか。

村山 全青税の理事会なり臨時総会なりを開くことだ。

金子 3月23日に全青税の正副会長会を開いて討議している。

日税連の理事会で路線変更され

るところとして日税連ベースという運動効果を高める方法をとるべきだと思う。

荻野 4月19日に日税連の常務理事会があり、連合会会則による運動効果を高める方法をとるべきだと思う。

金子 常務理事会で代議決という追認の形をとれば、日税連の理事会を開かなくとも実質的には路線の変更をすることができる。

代議決で妥協案を推しすすめ、

後で理事会で否決されても、その間にした行為は無効にはならない点に注意する必要がある。

金子議長 日税連の理事会までは従来通りいく。理事会後に重大な路線変更があれば、全青税でもを諒承した。

拘束されるのか、されないのか。二十日間のブランクは大きすぎるので、C.P.A.は、連日、陳情活動を

やっているではないか。

矢頭 推進派の術中におち入った面もある。4月11日は正式決定ベースを破る必要がある。

金子議長 日税連がB案でまとまりた場合にどうするかについて討議して下さい。

岩田 場合によっては、日税連ベースを破る必要がある。

金子議長 日税連の理事会で路線変更したら、全青税の理事会を開いて討議すべきである。日税連ペースは、運動効果を高めるためにやってきたのだと思う。

櫻井 全青税の目的を達成するための働きかけの方法には、内部に対するものと、外部に対するものがあるのではないか。

従来は、内部の働きかけに対するものとして日税連ベースという運動効果を高める方法をとるべきだと思う。

金子 論理と研究団体だけではなく行動も起すべきだと思うが日税連の理事会で路線変更が決つたらどうするのか。

村山 全青税の理事会なり臨時総会なりを開くことだ。

金子 3月23日に全青税の正副会長会を開いて討議している。

日税連の理事会で路線変更され

るところとして日税連ベースという運動効果を高める方法をとるべきだと思う。

荻野 4月19日に日税連の常務

理事会があり、連合会会則による運動効果を高める方法をとるべきだと思う。

金子 常務理事会で代議決という追認の形をとれば、日税連の理事会を開かなくとも実質的には路線の変更をすることができる。

代議決で妥協案を推しすすめ、

後で理事会で否決されても、その間にした行為は無効にはならない点に注意する必要がある。

金子議長 日税連の理事会までは従来通りいく。理事会後に重大な路線変更があれば、全青税でもを諒承した。

緊急に理事会を開くということでお詫びをまとめる。

(2)について

岩田視察団長より、付加価値税調査団を代表して報告があり、欧洲の物価高のため、予算をはるかに超過したので、再度のカンバは変更したら、全青税の理事会を開いて討議すべきである。日税連ペースは、運動効果を高めるためにやってきたのだと思う。

金子議長 日税連がB案でまとまりた場合にどうするかについて討議して下さい。

岩田 場合によっては、日税連ベースを破る必要がある。

金子議長 日税連の理事会で路線変更したら、全青税の理事会を開いて討議すべきである。日税連ペースは、運動効果を高めるためにやってきたのだと思う。

櫻井 全青税の目的を達成するための働きかけの方法には、内部に対するものと、外部に対するものがあるのではないか。

従来は、内部の働きかけに対するものとして日税連ベースという運動効果を高める方法をとるべきだと思う。

金子 論理と研究団体だけではなく行動も起すべきだと思うが日税連の理事会で路線変更が決つたらどうするのか。

村山 全青税の理事会なり臨時総会なりを開くことだ。

金子 3月23日に全青税の正副会長会を開いて討議している。

日税連の理事会で路線変更され

るところとして日税連ベースという運動効果を高める方法をとるべきだと思う。

荻野 4月19日に日税連の常務

理事会があり、連合会会則による運動効果を高める方法をとるべきだと思う。

金子 常務理事会で代議決という追認の形をとれば、日税連の理事会を開かなくとも実質的には路線の変更をすることができる。

代議決で妥協案を推しすすめ、

後で理事会で否決されても、その間にした行為は無効にはならない点に注意する必要がある。

金子議長 日税連の理事会までは従来通りいく。理事会後に重大な路線変更があれば、全青税でもを諒承した。

和歌山青年税理士クラブ

と交流深める

大青税部組織長 奥田一治

青年税理士クラブを結成し、運

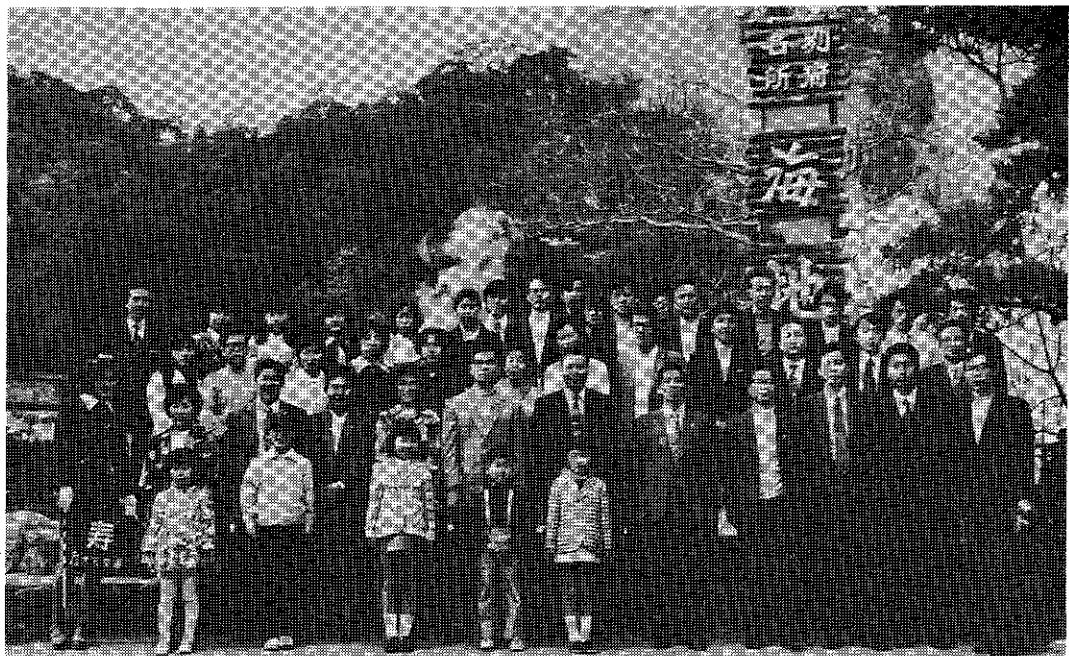
い又税理士事務所の経営等に関する意見交換を行つた。

生部、広報部と四部門をもち、非常に充実したかたちで活発に運営し活躍しています。

大阪合同青年税理士連盟（大青税）も今迄何回となく連盟加入を呼びかけてきましたが、クラブ設立後、日も浅く組織が未熟であるので内部の充実を計るのが先決との事でした。

しかし昨年十一月大青税主催の東京大学教授渡辺洋三先生の「法の支配と税務行政」の講演会に参加を呼びかけたところ、心よく受諾、八名の参加者があった。

和青税の事業計画に目を通して
みても良い企画が多い、一日も早く連盟加入が実現し新しい空気を
そそいでほしいのだ。
滋賀青年税理士クラブとも今後
より一層親睦、研鑽を深め、一日も早く、我々連盟に加入されん事を
切望する。



全国青年科普演讲比赛

連盟本部 東京都豊島区南長崎
1丁目17番12号
サン椎名町ハイツ403号
電話 03(950)1758

連盟本部 東京都豊島区南長崎
1丁目17番12号
サン椎名町八、(一)403号
電話 03(950)1758

丁171
税理士守沢隼人事務所
発行人 会長 守沢隼
編集人 広報部長 押久保
印制所 日本経営出版社

マ全国組織である、わが全国青年報連の広報編集にあたっては、常に全国次元で行うよう努めてきましたが、編集常任委員が物理的理由で東京周辺に偏ってしまったのでそれを打破する為、本号は、名古屋以西の広報部員が中心になって編集しました。

特に名古屋の寺島・土屋君の協力、原稿をお寄せ頂いた大阪方面の方々、又、原稿こそ頂けなかつたが何かと協力して下さった四国九州の方々に感謝致します。

(広報部長)

編集後記

▽本号は、われわれ税理士業界を取りまく問題、特に制度問題を中心として編集しました。